

市営特定公共賃貸住宅 入居者募集

以下の市営特定公共賃貸住宅について、入居者を公募します。

団地名	下滝	応相寺	
募集戸数	10戸	1戸	
部屋番号	D-101, D-102, D-103, D-104 D-203, D-204, D-302, D-303 D-304, D-305	5	
所在地	山南町下滝 157-1	青垣町中佐治 361-2	
構造等	中層耐火 3階建	木造 2階戸建	
間取り	3DK	3LDK (B)	
専用面積	73.6 m ²	105.1 m ²	
エレベーター	無	—	
給湯設備	ガス給湯器	電気温水器	
浴室設備	ガス給湯器	電気温水器	
排水設備	合併浄化槽	合併浄化槽	
建設年度	平成6年度	平成11年度	
家賃(月額) 政令月額(円)区分	158,000 ~186,000	33,900円	41,900円
	186,001 ~214,000	35,600円	43,800円
	214,001 ~259,000	37,300円	45,800円
	259,001 ~336,000	39,200円	47,900円
	336,001 ~487,000	41,100円	50,100円
敷金	123,300円	150,300円	
駐車場利用 可能台数	1台以内	住宅備付け	
駐車場使用料 (1台当たり)	1,570円	—	
所在地の小学校区	上久下小学校	青垣小学校	
備考		オール電化	

市営特定公共賃貸住宅 入居者募集

以下の市営特定公共賃貸住宅について、入居者を公募します。

団地名		城ヶ花		のこの	
募集戸数		7戸	11戸	2戸	4戸
部屋番号		1-104, 1-105 1-204, 1-205 1-206, 1-304, 1-306	1-101, 1-103, 1-107 1-202, 1-203, 1-207 1-208, 1-209, 1-302 1-303, 1-308	107, 307	102, 103 204, 205
所在地		市島町酒梨 10-1		春日町野上野 1660	
構造等		中層耐火3階建		中層耐火3階建	
間取り		2LDK	4LDK	3LDK(A)	3LDK(B)
専用面積		65.3㎡	83.9㎡	82.9㎡	72.7㎡
エレベーター		有		有	
給湯設備		ガス給湯器		ガス給湯器	
浴室設備		ガス給湯器		ガス給湯器	
排水設備		下水道		下水道	
建設年度		平成11年度		平成14年度	
家賃 (月額)	158,000 ～186,000	31,500円	40,500円	41,000円	36,000円
	186,001 ～214,000	33,700円	42,900円	45,200円	39,800円
	214,001 ～259,000	36,100円	45,500円	49,800円	44,000円
	259,001 ～336,000	38,600円	48,300円	54,900円	48,600円
	336,001 ～487,000	41,300円	51,200円	60,500円	53,700円
	敷金	123,900円	153,600円	181,500円	161,100円
駐車場利用 可能台数		2台以内		2台以内	
駐車場使用料 (1台当たり)		1,570円		2,090円	
所在地の小学校区		三輪小学校		春日部小学校	
備考					

※同居親族に義務教育修了前の子供がいる世帯については、月額5,000円を家賃より減額します。

1 家 賃

所得により決定します。(毎年の申告が必要で所得区分に応じて変動します。)

※ 別途、駐車場使用料や光熱水費、共益費負担、自治会への加入などが必要です。

2 入居資格

- ① 現に同居し、または同居しようとする親族のある方
 ※結婚予定がある方も申込ができます。ただし、入居日までに入籍することが必要。
- ② 政令月額が、158,000円以上、487,000円以下の方
 ※政令月額 = (年間総所得金額 - 扶養等控除金額) ÷ 12月
 ※詳しくは、お問い合わせください。
- ③ 市税等(上下水道使用料・学校給食費などの公共料金を含む。)の滞納がない方
- ④ 暴力団員でない方

3 申込方法

所定の**入居申込書**に、**住民票**(現世帯全員の続柄・筆頭者記載のもの)、**所得証明書**(申告義務がある方全員)、**健康保険被保険者証(写)**、**丹波市市税及び公共料金完納証明書・調査同意書**等を添え、市役所春日庁舎2階都市住宅課、または本庁1階氷上支所及び各支所(春日支所は除く。)へ提出してください。

4 申込受付 随時募集中

5 入居者の決定 先着順、資格審査後決定

6 入居予定時期 入居許可の概ね2カ月後

7 留意事項

- ① 市営住宅は、建築後の年数などによって損耗しています。前入居者が退去した住宅を、生活を営まれるうえで支障をきたす部分のみ修繕した後で、次の方に入居していただきます。住宅ごとの築年数と傷みの程度により美観や修繕の内容も異なりますので、ご了承ください。
- ② 連絡先・申込み内容等の変更や申し込みが不要となった場合は、必ず申し出てください。
- ③ 団地で円満な共同生活を営むことができない方は入居できません。
- ④ 所得の申告義務があるにもかかわらず、申告していない方は申込みできません。
- ⑤ 入居に当たっては、申込書に記載されている全ての方に入居していただきます。入居のときに単身になった場合は、入居できません。
- ⑥ 住宅使用料・駐車場使用料は、毎月の月末までに、原則として銀行等の口座振替で納

めていただきます。

- ⑦ 団地に入居すると各団地の自治会等に入会していただきます。
- ⑧ 住宅使用料等以外の費用として、団地毎に自治会等が管理している共同施設の維持費が共益費として必要となります。(これらの費用は、自治会等が徴収されます。)
- ⑨ 団地内では、犬、猫、鳥、猛獣、毒蛇等の動物の飼育は認めておりません。(ただし、身体障害者ほじょ犬は、受け入れが可能です。)
- ⑩ 団地内では、駐車場以外に自動車の駐車は原則として禁止です。

【お問い合わせ】 丹波市役所(春日庁舎) 都市住宅課 TEL0795-74-2364

【 市営特定公共賃貸住宅入居申込みに必要な書類 】

下記の必要書類を市役所春日庁舎 2階都市住宅課、または本庁 1階氷上支所及び各支所（春日支所は除く。）へ提出してください。

詳しくは、都市住宅課 住宅政策係(Tel0795-74-2364)へお問い合わせください。

①市営特定公共賃貸住宅入居申込書：用紙は市役所春日庁舎 2階の都市住宅課、本庁 1階の氷上支所及び各支所（春日支所は除く。）にあります。

下記の区分により入居申込書に必要な書類を添えてください。

入居を希望される方、全てに対して書類が必要となります。

	勤続区分 (事業継続)	② 住民票	③ 所得証明 書	④ 健康保 険被保 険者証 (写)	⑤ 令和 4 年分源 泉徴収 票	⑥ 在職証 明書	⑦ 給与支 払証明 書	⑧ 事業収 入申告 書	⑨ 市税及 び公共 料金完 納誓約 書・調 意書	⑩ 誓約 書	その他
給与所得者	現在の勤務先に令和 3 年 12 月 31 日以前に就職し、引き続いて勤務している方	◎	◎	◎	○	◎			◎	◎	⑪⑫⑬⑭⑮ ⑯⑰
	現在の勤務先に令和 4 年 1 月 1 日以降に就職し、引き続いて勤務している方	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	
事業所得者	現在の事業を令和 3 年 12 月 31 日以前に開業し、引き続いて営業している方	◎	◎	◎				☆	◎	◎	
	現在の事業を令和 4 年 1 月 1 日以降に開業し、引き続いて営業している方	◎	◎	◎				◎	◎	◎	
現在、無職無収入の方		◎	◎	◎					◎	◎	⑪⑫⑬⑭⑮ ⑯⑰

◎は、必ず必要。 ○は必要に応じて必要。 その他は、該当者のみ必要。

②住民票：入居予定者の現世帯全員の住民票（続柄、筆頭者記載のもの）

※婚約中の方は双方の現世帯全員の住民票が必要です。

③所得証明書：令和 5 年 1 月 1 日現在居住の市役所等で令和 5 年度（令和 4 年中所得）の証明を受けて提出してください。（申告義務のある方全員）

④健康保険被保険者証(写)：入居予定者全員の保険証の写し(記号番号はマスキング下さい)

⑤給与所得の源泉徴収票 令和 5 年 6 月以降に申込みの場合は、必要ありません。

⑥在職証明書：現在の勤務先から証明を受けてください。

⑦給与支払証明書：現在の勤務先から証明を受けてください。

⑧事業収入申告書：事業所得者で、事業が請負の仕事をしている場合。

☆令和 5 年 5 月末までに申込みの方ー令和 4 年分所得税確定申告をされた方はその申告書の写しを提出してください。

⑨丹波市市税及び公共料金完納誓約書・調査同意書：入居予定者全員の氏名を記入し提出してください。(ただし、未成年者は除く。)

⑩暴力団員でない旨の誓約書

その他、該当する方のみ提出してください。

⑪退職証明書：入居予定者のなかで令和4年中は所得があったが、現在退職して所得がなくなった方がある場合、勤務していた先で証明を受けてください。

⑫戸籍謄本：内縁関係にある方、母子世帯・父子世帯・単身の方は提出してください

⑬婚約証明書：現在、婚約中の方は婚約証明書を提出してください。

⑭生活保護の証明書：受給中の方は福祉事務所が発行する証明書を提出してください。

⑮雇用保険受給資格者証(写)：雇用保険受給中の方は資格者証の写しを提出してください。

⑯り災証明書など：自己の居住していた住宅が、倒壊又は焼失するなどして居住できなくなり、現在住宅に困窮している方で、なおかつ市町長等が発行するり災証明書などで全壊(焼)または半壊(焼)であることが証明できる方は、そのり災証明書および家屋の解体を証明できる書類をご持参ください。

⑰市税等の滞納のないことの証明書

丹波市内在住者以外の方(賦課期日後、丹波市へ転入された方を含む)は、現在居住の市役所等で滞納等がないことの証明を受けて提出してください。

(丹波市内在住者の方は、不要です。)

※このほか申込みの実態により身体障害者手帳、児童扶養手当受給者証等の書類の提出を求める場合があります。

※用紙は市役所春日庁舎2階の都市住宅課、または本庁1階の氷上支所及び各支所(春日支所は除く。)にあります。

※ 申込書類による入居者資格審査は都市住宅課が行ないます。申込者の状況や提出いただいた書類等の内容によっては、戸籍謄本、在職証明書、退職証明書(雇用保険受給者資格者証(写))、婚約証明書等の追加書類の提出をお願いすることや、申込みをお断りすることがありますのでご容赦ください。